

証券取引約款集一部改定

2021年2月
ぐんぎん証券株式会社

第12章 外貨建MMF累積投資約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条 (取引日等)</p> <p>(1) この約款の取引日とは、当社の営業日（毎年12月24日を除きます）で、かつ、NGSTおよびマルチ・ストラテジーズ・ファンドのサブ・ファンド別に定める次の日というものとします。</p> <p>① (現行どおり) <u>(削除)</u></p> <p>② トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリンおよびマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日（土曜日、日曜日または公休日を除きます）または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第3条 (取引日等)</p> <p>(1) この約款の取引日とは、当社の営業日（毎年12月24日を除きます）で、かつ、NGSTおよびマルチ・ストラテジーズ・ファンドのサブ・ファンド別に定める次の日というものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② <u>豪ドル・マネー・マーケット・ファンド ルクセンブルグ、ロンドン、シドニーおよびメルボルンの銀行営業日、かつオーストラリア証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日</u></p> <p>③ トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリンおよびマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日（土曜日、日曜日または公休日を除きます）または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日</p> <p>(2) (省略)</p>